

統計委員会 第 17 回国民経済計算部会 議事概要

1. 日時 平成 27 年 3 月 11 日 (水) 15:00~15:45

2. 場所 第 4 合同庁舎 12 階 共用 1214 会議室

3. 出席者

(委員) 中村洋一委員 (部会長代理)、前田栄治委員、後藤康雄専門委員

(審議協力者) 宇南山卓財務総合政策研究所総括主任研究官、総務省、財務省、文部科学省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行

(事務局) 伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水統計委員会担当室政策企画調査官、小森
総務省政策統括官 (統計基準担当) 付統計企画管理官、丸山内閣府経済社会総合研究所総括政
策研究官、酒巻国民経済計算部長、多田企画調査課長、谷本国民支出課長、今井国民生産課長、
渡邊国民資産課長、小此木分配所得課長

4. 議事

「諮問第 70 号 国民経済計算の作成基準の変更について」答申案

5. 議事要旨

(1) 参考資料 1 「次回基準改定における 2008SNA への対応-その他の主な事項-」について、事
務局から説明が行われた。委員からの意見・質問は以下のとおり。

- ・参考資料の中で、いくつかの項目で GDP への押し上げ効果が試算されているが、次回基準改定全体ではどれぐらいの押し上げ効果が見込まれるか。
⇒事務局から、次回基準改定全体としての GDP 水準への影響としては、2008SNA 対応の要因に加えて、現在確報推計中の平成 23 年産業連関表など基礎統計の取込みの要因の 2 つに大別できるが、現段階では全体としての影響がどうなるかは具体的には申し上げられる段階にないとした上で、2008SNA 対応による GDP への影響を個別に足していくと、現時点の暫定的な形では 3%半ば前後になり、このうち「R&D の資本化」が太宗を占める旨、回答。
- ・国際収支統計との関係では、特許権の使用料が所得収支からサービス収支に変わることによる GDP への影響もあったと考えるが、この影響も含まれているか。
⇒事務局から、第 14 回部会において御説明したとおり、国際収支統計の「産業財産権等使用料」につき、現行では財産所得としている扱いを、サービスの輸出入とすることによる GDP への影響は時系列でみて 0.0~0.3%程度と見込んでいる。年によって 0.0%であったり、0.3%であったりと幅があるが、これが GDP 水準への影響に含まれることになるのは御指摘のとおりである旨、回答。

(2) その後、資料 1 「『諮問第 70 号 国民経済計算の作成基準の変更について』 答申案」について、事務局から説明が行われた。委員からの意見等は以下のとおり。

- ・ R&D の資本化については GDP への影響が大きく、額だけではなく、成長率に対しても影響があるものと見込んでいる。このため、本事項については、四半期別 GDP 速報においてもしっかりと対応できるよう、事務局におかれてはその作成方法の確立に向けて今後尽力して欲しい。
- ・ 本日欠席の専門委員から、答申案に関して、取扱いは部会審議にお任せするとした上で、「基準改定にあたっては、利用者の利便性の観点から、できる限り長期の遡及系列を提供することが望まれる。作成基準変更後、引き続き推計手法の検討と体制整備を行なうことが望まれる」とのコメントがあった旨、部会長代理から紹介があった。
- ・ 本意見については、部会長代理から、重要ではあるものの、①作成基準そのものに関する意見というよりは、基準改定に向けた実装推計に関わるものであるということ、また、②公的統計に関する政府の「第 II 期基本計画」において「長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供を進める」という事項があり、「平成 28 年度の基準改定時以降できるだけ速やかに実施」とあることを踏まえれば、作成基準の変更に関する本部会の答申案に盛り込まず、部会としてテイクノートし、議事録に残すという扱いとしてはどうかとの発言があり、出席者から異議はなかった。
- ・ この他について出席者から異論はなかったため、部会長代理から、本日の部会で出た意見については、事務局において、次回基準改定に向けた実装作業を進める中で検討いただくこととして、答申案については本部会として了承し、3月23日開催予定の統計委員会において部会長代理から報告を行う旨の取りまとめがあり、了承された。

※ なお、本議事要旨は速記版のため、事後修正の可能性がります。